附則第十七項第六号中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を「に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を次のように改める。

十　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部活性化特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

附則第十七項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号から同項第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「ただし、第二十号に規定する事業を除く。」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を同項第十六号とし、同項第十八号中「一〇六、〇〇〇円」を「一一七、〇〇〇円」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を次のように改める。

十八　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する地上デジタルテレビ中継局整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する辺地共聴施設整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に、加入世帯が二十世帯以下の事業にあつては〇・五を、加入世帯が二十世帯を超える事業にあつては〇・三を乗じて得た額

ハ　国の補助金を受けて施行するケーブルテレビ幹線対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ニ　経済的理由等によつて地上デジタル放送への移行に伴う対応が困難な世帯に対して地方単独事業として行う地上デジタル放送の受信環境整備の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ホ　地上デジタル放送への移行に伴う対応として国の補助金を受けて施行する海底光ケーブル敷設事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額

附則第十七項第二十号を削り、同項第二十一号を同項第十九号とし、同項第二十二号を同項第二十号とし、同項第二十三号中「道府県」の下に「（当該年度末現在において、地方公営企業法第二条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する病院事業を行う公営企業を経営する道府県にあつては、当該公営企業に係る特別会計において当該公立病院特例債の償還が完了する年度までに地方財政法施行令第十九条第一項の規定により算定した資金の不足額が零となること及び平成二十二年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額から平成二十三年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額を控除した額が零以上となることが見込まれる道府県に限る。）」を加え、「同特例債」を「当該公立病院特例債」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十四号を削り、同項第二十五号を同項第二十二号とし、同項第二十六号を同項第二十三号とし、同項第二十七号中「経費」の下に「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきもの」を加え、「のうち当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額」及び「（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を削り、同号を同項第二十四号とし、同項第二十八号を削り、同項に次の三号を加える。

二十五　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七　個人の道府県民税の所得割の課税標準である総所得金額のうち、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百八十五条第一項に規定する旧相続法対象年金に係る雑所得の金額又は同令第百八十六条第一項に規定する旧相続法対象年金に係る雑所得の金額を、それぞれ同令第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定の例により計算したことにより生じた当該所得割に係る過納金の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十七条の規定による還付及び当該還付に係る還付加算金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

附則第十八項中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人」を「旧民法法人」に、「整備法第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人」を「旧民法法人」に改め、附則第十九項を次のように改める。

19　平成二十二年度から平成二十七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（附則第五項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（附則第五項において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費（附則第五項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　一般社団法人又は一般財団法人で口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額（附則第五項において特別交付税の算定の基礎となつたものを除く。）に〇・八を乗じて得た額

附則第二十項を次のように改める。

20　平成二十二年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。